

黒木利克著「日本社会事業現代化論」

——発想と方法について——

小倉裏二

はじめに一論述の発想といふものは大切なと思う。それはふつうに問題意識といわれているものよりもさらに源義的な構想でもあろうか。論述へと研究者をつきうごかしてゆくみがまえともいえよう。身構えとはコトバ通りに身体と心をよくめた全人的な生き方の設定につらなつてゐる。生き方ともなればおのずから、論述するもの、研究者の働いている具体的な状況が前提になる。発想がうまれて形をなし、論理を描き、多面的な論述となつて凝縮すること、あるいは、発想はそれ自体の次元で泡沫にもて消去し、その連鎖だけが意識の残像となる場合など、状況とからみあって複雑である。この連関を充分に追うことができれば、すでに多彩な論述として展開されている文脈の基底に潜むものをみきわめることができよう。どちらにみがまえて、何を中軸の発想として開始されたかを問うわけである。発想はさらに方法の選択を規制する。方法の当否は発想から次元が問題意識へと形をなしていくところにはつきりしてくる。発想と方法をつなぐことによつて、中間項に問題意識をはさんで、特定の論述について批評する

ことが可能となるのではないか。ここにあげた社会福祉法人全国社会福祉協議会刊・黒木利克・「日本社会事業現代化論」（一九五八年三月）はとくに「発想と方法」に沿つて検討すると注目すべきかずかずの問題点をふくんでいるといえよう。他の観点よりも一九五八年に出版された社会事業研究書として稀にみる大冊（五八五頁・A5版）であり、重要な文献であることはいうまでもない。

I 「現代化」論の盲点——「虚しさ」について

発想の源発は素朴なものではなかろうか。社会事業論——研究にとっての発想は「民衆の問題をいかにすべきか」「民衆のニード、その解明と対策への密着」ということである。われわれ自身が身をおいているくらしの仕組がつきうごかすものである。そこに論述を設立する必然がある。現代化論という表現は魅惑的である。とくに現実の所与の社会事業をふくめて社会保障制度の矛盾と混亂」その基本原則と実質面における民衆のニード解決への不適合という乖離にくるしんでいるものにとつては現代化論の

なかにこの混乱を解明する鍵や指針を求めようとするからである。実践の領域からの発想は恒にこのような要請をとるであろうし、論述＝研究はこれにこたえねばならない。「現代化の歴史的吟味——その必要性」——これは第二章を構成しており、標題からいって本書の中枢ともいべき箇所である。現代化という発想——問題意識——論述に展開した根拠がこの項において明確になることが当然に期待される。五八五頁のうちこの章は節をふくまずわずか三三二頁（三六頁）にわたる数ページで終っている。その他「米国における現代社会事業の展開」（第五章九七頁—一一一頁）、「第二編に入つて『日本社会事業の現代化』という要結がみられるが、『現代化』論という設定の魅惑への期待ははなはだしく裏切られる。少なくとも社会事業の現代化論といった議論は多くはなされていないし、まして本書にいうように「むしろ多くの議論がなされすぎた憾」（三三三頁）ということはないはずである。われわれは近代化論とでもいうべき設定——その論理づけの貧困をさえ嘆いているのである。どうえぐつてもコチンと固いものにつきあたり、その凜然たる壁ににたものの正体をつきやぶる論理が欲しいのである。だから「現実にわれわれが目のあたりにしている社会事業的実践が何故になされているのか」という道筋な問題について、このように議論が分れるのは奇妙なことであると批評せねばならない」（三三三頁）という発想こそ奇妙である。米国の現状や戦後日本の対象の変化、処遇方法の進歩、人格の尊重、生存権の保障、公私責任分離、社会事業の教育、専門化……（第二編の内容）のトップ・モードを羅列されても実感にビンとしない。そ

れは『現代化』論を単なるコトバの綾やアナロジーとして理解しあたくない気持があるからだ。近代とか現代といった厳密な歴史的区分に拘つていうのではなくて、『現代化』という発想からでてくる指針——「目のあたりにしている社会事業的実践」——そこには矛盾と過重にたえて民衆のさまざまな生存を支えている現場の人々が予想される——この場へ到達し、そこでさらに新しい発想——論述を触発しうるような指針をここに期待することは無理というものであろうか。第一章において「社会事業の概念規定」について述べ、その多様性を類別し主たる見解がのべられているが、『現代化』論という設定は当然にこの「類別と批判」のうえに据えられているとみてよい。そこで第二章の中心になる箇所をみちびくために「唯物史観の立場に立つ人々」の見解（孝橋理論など）をさすようである（第一章九一十一頁）への批判（この点の誤解については後述）から「社会事業的実践の最大のもの、すなわち公的扶助において発見される価値判断に眼を投じ」、それから憲法第二十五条や生活保護法の理念系項がひきあいに出され、人が人たるに値する生存」や「社会連帯」の「当急（Sollen）」を「人々の協同体としての国家の施策」を通じて実践する——ことがひきだされている。それが「福祉国家」（welfare state）の興念であつて、このところに『現代化』論の終結があるようである。第三章における英國教育法解説についての解説、第四章の米国における社会事業技術の発展、技術としての社会事業の成立といった歴史的分析の部分との論理的脈絡も必ずしもあきらかでない。さらに第五章において「米国における

、現代社会事業の展開についての詳細な紹介があり教えられるところが多いが、この点も「福祉国家」(welfare state)の状況——「(異うる)」——であるとは勿論いうべくもない。そこから

第二編、第一章の「日本社会事業現代化の基礎及び背景」に入るところのような「設定—導入—比較」の混乱が目立つてくる。ここに《現代化》論という発想に根本的な問題があるようである。それは具体的な社会事業的実践(現場)を内在的に理解したり、そこでおいつめられたり、のびきならぬかたちで「理論と実践」をきりむすんでいる能動者を勇氣づけ、さらにその発想や問題意識を触発せしめるような論理をうまないものだということである。ここに盲点と「虚しさ」があるのではないか。たとえば小さな「表現」のことであり、わが国の戦後の制度的解明のなかで著者も十分に意識されているであろうが「人が人たるに値する生存」を「国の社会的使命」として保障するのは「人々の協同体としての国家」といったあいまいなことではなくて「主権在民」という点に中核がある。〈主権在民〉を根拠としてのみ国民の基本的人権や生存権保障の実質を今後において拡充してゆく論理が再生産されてゆくのである。《現代化》の基礎をすえたはずの日本の社会事業にも「公共の福祉」や「公共の安全と秩序」に名をかりて、国家目的、「国家協同体」(三五頁)の保全を優先する見地がようしなく襲いかかって「主権在民」の近代化——原理のイロハさえ侵犯されようとしている現実がある。なにゆえに、なににむかって、だれのために」と問うことがとくに社会事業の研究書については考えられることである。ゆたかな内容でありながら

研究者にとっても現場の実践者にとっても意図された《現代化》論は焦点のぼけた提起となって、全体の構成を統括した論理とはなっていないという印象がつよいと思われる。

II 「社会事業の概念規定」の類別について

すでに述べたように本書が《現代化》論を展開するにあたつて、当面の社会事業のさまざまな概念規定について「類別」する必要があった。これは当然であり重要なことである。さらに概念規定の類別のみならず方法論への批判をふくんでいる点を注目しなくてはならない。まず、第一節「社会事業概念の多様性」において理論の客觀性の立場から、あるいは「理論的努力の思考経済的な効率性を担保する」(三頁)点からも概念の共通基準の確立を要請している。多様性の原因として(1)歴史性(2)分析方法の多様性、(3)イデオロギー的要因の三つをあげている。(1)は妥当としても(2)の分析方法、とくに(3)のイデオロギー的要因についての提起については問題があるのではないか。とくに「思考の避け難い一元論的傾向が、当該事象を事実に即して多様な様相をそのままに受け容れることを妨げ、これを特定の意味から理解し、他の意味を非本質的なものとして捨象する」「他の種類の分析方法の適用を誤りとして拒否すること」(四頁)についての評価は、このような分析方法の多様性を「拒否」して、「一つの補助的な認識手段(いわゆる「接近」Approach)として断定していいものであろうか。この点はたとえは来年の第七回日本社会福祉学会の共通論題が「社会福祉研究の方法論」と予定されて、研究者のいちばんの関心事となっている。「補助的な認識手段」といった

位置からでなく、それぞれの分析視角に立つての方法論をもつと精度のたかいものとすること。この方向から当面の主軸になる方法論のたてかたを明確にして、それをつきあわして方法論的に共通の分析局面を発見しようとするのである。これは決して特定の方法論のみを選択して、対象—分析の局面に実現する多様性を無視した「排他的意味付け」を試みようとするものではない。この評価から著者の「本質論」とか「本質探求」（たとえば「大阪社会福祉研究」誌上に展開された論争など）への誤断と独断がうまくれてくる。論争は「排他的意味付け」ではなくて、それそれの設定した領域から社会事業の構造、機能をつきつめてみようという試みであって、きわめて無原則的に、方法論上の反省もなしに散乱している討議の焦点をたてようという狙いがあつたのである。

戦前の研究史においても大正末期—昭和初年にかけて雑誌「社会事業」「社会事業研究」の誌上に論争がなされていたわけであるし、戦後の翻期においてさらに次元の高い生産的な論争が期待されたのである。「排他」という方向ではなく共通の基準、焦点の模索の面があつたし、排他やセクトとみえたのは論争過程の未熟の結果以外ならない。本質論争はさらにこうした成果をもえて展開されなくてはならない。著者はさきに要因を三つに分けているが前二者にくらべて第三のイデオロギー的要素にきわめて鋭敏な反応をしめておられるようである。前述の『現代化』論のみちびきだしにも「唯物史観による立場」への批判が用いられていてことからも指摘できる。著者のいわゆるイデオロギー要因の巾はどのあたりまでひろがっているかは明らかでないが、第三節史

的唯物論による概念規定（九頁—十一頁）にスポットがあたつてゐるのである。この前節において経済理論的な概念規定として大河内理論の紹介と批判があり（八頁）後の二つの節において「社会学的な概念規定」——竹中勝男教授の「社会福祉研究」（昭和二十六年）を中心に紹介、次に「技術論的な規定」を海外の諸学者、竹内愛二教授の所説を著者の見解を加えながらととのった紹介がなされている。方法論についての検討本書の各節にわたって検討する必要があるがその能力はどうていないので、史的唯物論によると限定されている部分と第六節の著者自身の「社会事業の概念規定」（二三頁—一五頁）をつきあわして考えてみたい。孝橋理論への批判は著者のとくに排撃される「恣意」が散見されるのは残念である。著者のこの節における発想は、「史的唯物論者の用いの意味における『社会改良主義』という評価用語は、いちじるしく輕蔑的・嘲弄的語感が沁み込んでいるため、社会事業的実践を一からげに嘲笑することとなるこの表現を、慎重に避けられ……」ついには「社会事業は実践的に無意味である」（与えられた状況のもとにおいて、遂にその目的を達成することのできる手段である）という政策論的評価をせねばならないであろう（十一頁）——ということにあるらしい。さらに孝橋理論の帰結は国民大衆の福祉の増進ということ自体を「自己目的」とする価値評価の体系を別に構成しなくてはならず、「社会事業否定論」のみであると論断される。これはきわめて皮相で独断的な見解であるといわねばならない。孝橋教授の主張が「社会事業の基本問題」という標題をかけているとおり、基本的な社会事業の位置づけを資本制社会の

構造連関のなかで完明し、大河内理論等において「学究的自制」（八頁）やさまざまの理由（この理由はわが国の社会事業研究史の課題——その理論の発展過程がきわめてイデオロギー的制約に拘縛されていたといえるが）まさに社会改良主義的嘲弄にさらされていた社会事業の必然を「極めて引説の豊かな、しかも緻密な理論」（一〇頁）で正当な坐に回復したものというべきである。冒頭にしるした「発想」への軽視が逆転した評価をうみ、その評価が次々とあやまつた理解をうんでいるのではないか。とくに「資本制社会の秩序的平和と恒久持続性の確保」と「社会事業の任務」を直結しての著者の評価は多分に倫理「価値」的——別のイデオロギー的裁断——であって、孝橋理論は資本制社会の運動法則なり、社会構造——社会問題の分析のなかに客観的に一つの機能として社会事業実践の様態いかんにかかわらず、果してある役割を指摘したことである。とくに教授の職業労働としての社会事業についての論稿には著者の懸念される「自己目的」への充実した価値評価ははつきりあらわれており、技術論的な位置付けの通路や、連帶も十分にひらいているのである。孝橋理論では「価値判断」と動機（motive, motivation）を混同する粗雑な理論（三四頁）などは起りえないであって、資本制社会の現段階の構造的な諸矛盾——「社会問題の範囲の拡大」（三五頁）（この点も著者は比較的平面的な拡大という把握であるが資本主義の高度化——矛盾の激化——深刻化としてみるべきである）を動かせぬ「所与」現実とみたり、当初よりワクダミを前提とした論理にくらべて社会事業実践の能動性をたかめ、とくに「従

事者」の発想を前進させ自分たちのおされた状況へのきびしい反省と動機の充実、連帶へと波及する可能性をもつてゐる。竹中理論とのつきあわせについても「唯物史観的イデオロギーとしての孝橋理論によって無意味さの泥沼につき落された社会事業は、竹中教授によっていまや拾い上げられて、進歩的な社会哲学的意味を付与されるに至るのである」（十三頁）というはなはだものすごい表現に出会う。自分のとりくんでいるテーマを泥沼につきおとすために豊富、精緻な論証をつみあげる人ははないであろうという感想もある。さらに戦後の社会事業論研究史からいってもおかしいのであって、孝橋理論の熟成は「社会事業」誌上における竹中理論の批判によって開始されており、著者の表現もこのよくな時間的な前後について述べているものではないにしろ「落ちたものを持ちあげる」という叙述は妥当ではない。とくに孝橋理論は竹中理論（社会学的といいきるには問題がある。とくに政策論においていえることである）への親近感があるのであって、このあたりからさらに社会科学的な方法論の高次の展開が可能であり、著者のいうように対立的に処理すべきではないであろう。次に著者の社会事業の定義についてみると結局に「一つの定型的な行為（社会的実践）として「行為目的の実現のために、行為主体はなんらかの経済的出損を伴いつつ」「社会病理現象の解消のための」「特定の技術性を不可欠として行われる」「価値合理的な行為」であると要括できる。（二三頁—二五頁）著者が最初から各節にわたって論説を説明、批判しつつ到達した結論としては理論的に十分とはいえない。歴史性、分析方法の多様性、イデオロギ

的要因の三つのポイントは不消化におわっている。とくに著書が峻拒されようとしたイデオロギー的要因については孝橋理論に代表される見解は脱却されていつも「特定の価値理念奉仕にするところの行為である」という要括が加わって、イデオロギー問題の導入がはつきりして複雑な様相となっている。簡潔で、それにについてとくに異をたてる社会事業の規定ではないが、ここからもういちど全てが開始されるという感じである。

おわりに——第二編以下において著者は社会事業の統計、調査、生活保護、授産施設、児童福祉事業、身体障害者更生事業、民間社会事業、社会事業教育、共同募金、社会福祉協議会の各般にわたって豊富な資料を駆使して論述されている。著者の経歷によつても、戦後もつとも困難な占領行政下につらなる時期において戦後の社会福祉事業の展開の軸として厚生行政の中枢にいた方であり、この面での教示は貴重なるものとなつた。著者には本書の外に「社会福祉主事」「社会福祉の手帖」など現場の公的扶助ワーカーや社会事業従事者に対する解説的な著作がある。著者の立場からの困難さはいろいろあるにしても現場というぬきもしないらぬところに苦しんでいる実践者への配慮が少ないよつて思える。とくに自治労の自治研修会の資料や現任訓練などに表明さ

れる社会福祉（民生）行政に限局しても、上からの啓蒙的立場『現代化』といった発想が、あつと通過して、それこそ、泥沼に足をつったこんだような状態になりながらも、国民や住民、要保護者にむかいつて、たとえば「公務員労働者は、公共業務に從事する労働者で、もっぱら国民のために働くものをいう。公務員労働者は社会全体のために働くねばならない」（国際公務員会議議事録、一九五五年、ウイーンにて）といった新しい発想でういうふとしている人々——民衆のニードへの対応に絞れば、そこにもつとも基本的なサービスの立場がでてくるのであるが——こうした側面への配慮は本書においては、とくにすくないようと思われる。本書はその成立において、このような期待をいだくこと自体があやまつているかもしねないが、さいきんの激しい逆コース体制をみていると社会事業の組織にもおそるべき影響をあたえてくる。第六回日本社会福祉学会は十月十八日関西学院大において有志九〇名の名によって警察官職務執行法案改悪に反対を声明した。この事態は重いみをもつていて、本書に教えられつけられた。この事態は重いみをもつていて、本書に教えられつけられた。この事態は重いみをもつていて、本書に教えられつけられた。この事態は重いみをもつていて、本書に教えられつけられた。